

## IV-6 2004年3月9日の勅令（俸給表・勅令名不明）

### 第6条

§1. 同じ勅令の第3条に反してすでに勅令の発効した日に任命された管理職及び幹部職の保有者はこの以下の表の2の欄に規定された金額を現在の任命及び個人の資格の終了まで確保する。

1 等級	3 俸給
1	68,580.00
2	75,350.00
3	90,041.00
4	104,966.00
5	131,029.00
6	160,481.00
7	193,968.00

俸給＝ユーロ

§2. §1は目下連邦政府機関の管理職及び幹部職の重要度測定に関する2001年7月11日の勅令第3条に記載された表の3の欄に規定された給与及び本条の§1に載っている表の2の欄に規定されている範囲の金額の給与に適用される。

第7条 公的社会保障制度の総支配人及び副支配人の管理機能についての2003年10月1日に発効した国法に関する2003年10月24日の勅令に基づく任命については第2条の2°の条項が2003年10月1日に発効している。